

会津坂下町障がい者活躍推進計画

機関名	会津坂下町（町長部局）
任命権者	会津坂下町長 古川庄平
計画期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）
会津坂下町における障がい者雇用に関する課題	会津坂下町の障がい者実雇用率は、令和6年6月1日現在、2.78%であり、法定雇用率2.8%をわずかに満たしていない。 さらに令和8年7月には地方自治体の法定雇用率は3.0%に引き上げられ、令和10年度から新たな雇用率が設定される予定である。 そのため、障がい者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行う必要がある。 本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標	
①採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時、人事記録等を基に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	①障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。 ②組織内の人的サポート体制（障がい者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ③役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	①現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ②所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	①人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ②措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。 ③募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④その他	①各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう適切な支援、配慮に努める。